

— 契 約 条 項 —

第1条 使用目的

借主は、本駐車場を標記の自動車の駐車用としてのみ使用する。

第2条 契約期間

契約期間は、標記に記載のとおりとする。以降、双方ともに相違なければ、自動的に1年契約を更新することとする。

第3条 駐車料

借主は、標記の駐車料を貸主に支払わなければならない。但し、振込みによる支払いの場合、振込手数料は借主負担とする。

2. 1か月に満たない期間の駐車料も、1か月分の額とする。
3. 但し、契約月で、駐車期間が15日未満の場合は、1か月を30日として日割り計算した額とする。また、契約解除月は日割り計算の適用はない。
4. 消費税は別とする。

第4条 駐車料の増減

本契約の駐車料が、経済事情変動、あるいは近傍類似の駐車料と比較して不相当となったときは、当事者協議の上、これを増減することができる。なお租税公課の増減による場合は、協議無く法令等に従う。

第5条 敷金

借主は、本日敷金として標記の金額を貸主に預託する。

2. 敷金は契約が終了した場合において、未払いの駐車料、損害金、その他借主の負担すべき金銭を控除した残額を貸主より借主に対し明示し、契約終了後14日以内に返還する。但し、敷金には利息をつけない。
3. 前項の場合には、貸主は敷金から差引く債権の額の内訳を借主に明示しなければならない。

第6条 禁止事項

借主は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 駐車場内に契約者以外の自動車、その他の物品・生き物等を置くこと
- 二 駐車場を第三者に使用させる等、使用権の譲渡・転貸をすること
- 三 駐車場における工作物の設置、又は現状を改造する等の行為をすること
- 四 他車の駐車・出入りに妨害となる駐車
- 五 敷地内の指定駐車場以外における駐車
- 六 有害・危険若しくは高音・騒音等近隣の迷惑となる一切の行為をすること
- 七 無登録車、車検切れ車、事故車など、一般道を走行することが禁じられている車両を駐車すること
- 八 区画をはみ出し駐車すること及び、1台分の区画に1台より多くの車両を駐車すること
- 九 道路交通法上の原動機付自転車・普通自動二輪車・大型自動二輪車等の駐車をすること

第7条 借主の賠償責任

借主又はその関係者の故意、過失、その他の事故により、貸主の設備・造作・その他駐車場内の他の自動車等に生じた損害は、借主が直ちにその損害を賠償する責任を負う。

第8条 免責事項

貸主は、駐車場内で生じた自動車の盜難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

2. 第三者が無断で駐車した場合、貸主は、それによって生じたいかなる責任も負わない。

第9条 自動車の変更

借主が駐車場に駐車することのできる自動車は、標記に記載の自動車登録番号の車とし、駐車する自動車を変更するときは、必ず貸主の承諾を得なければならない。

2. 大きさやその他の理由により、変更を受けられない場合は、当事者共に本契約を解除することが出来る。

第10条 駐車位置の変更

貸主は、駐車場の管理その他の都合で、借主の自動車の移動、あるいは駐車位置の変更を行うことができる。これについての借主の損害に関して、貸主はその責任を負わない。

第11条 契約の解除

1. 借主が、駐車料を1か月分以上延滞したとき、貸主は催告の上、本契約を解除することができる。また、連続する過去6か月間において3回以上支払期日を遅延した場合も同様に解除することができる。
2. 借主が、第6条、その他本契約に違反したとき、又は、双方の信頼関係が損なわれたと判断したとき、貸主は本契約を解除することができる。

3. 借主及び借主の勤務先役員が反社会的勢力と認められる場合、若しくは反社会的勢力と関係が有る場合。
4. 貸主の都合により、本駐車場を売却又は、構造物を建築する場合には、契約期間の途中でも契約を解除することができる。

第12条 解約

当事者双方は、相手方に対して少なくとも1か月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2. 本契約終了後も借主の自動車が本駐車場に駐車してある時は、貸主は適宜な方法で撤去できるものとし、その費用は借主の負担とする。
3. 本駐車場名義で申請した車庫証明は、解約後、移動又は抹消の手続きをする場合がある。

第13条 除雪

貸主は、冬季（12月15日～3月15日）に規定以上の降雪が有った場合、除雪を実施し、定期的に排雪を実施する。

2. 駐車場の各契約場所に積もった雪は、各自で除雪すること。（排雪は貸主が実施。）
3. 冬期間の除雪・排雪を行う場合、事前に車両の移動について依頼を受けた時には、借主はこれに協力するものとする。

第14条 適格請求書等保存方式について

賃貸借期間中において、貸主及び借主は、自身が課税事業者から免税事業者及び適格請求書発行事業者以外（以下、免税事業者という）へ変更となった場合、若しくは、免税事業者等から課税事業者へ変更となった場合は、貸主及び借主は、すみやかに相手側に通知するものとし、貸主及び借主は別途書面を締結するものとする。

第15条 協議

本契約に定めがない事項、又は本契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、民法その他関係法令及び不動産取引の慣行に従い、貸主及び借主が、誠意をもって協議し、定める。

第16条 管轄裁判所

本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行う。

第17条 特約事項

標記特約事項の内容どおりとする。